

保育業務委託(院内及び病棟)に係る公募型プロポーザルの評価基準書

1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめセンター病院第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点し、評価が高い上位一者を交渉権者とします。

2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査、および提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目ごとに評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価結果をセンター病院第一契約審査会に諮ります。

3 総合得点の算出方法

(1) 評価項目

- ①当院の理念および保育の基本方針を実現していくための考え
- ②院内保育所における通常保育（月極保育）、一時保育、夜間保育、土曜保育の保育内容
- ③小児病棟における小児患児への保育内容
- ④保護者及び委託者との連携に対する取り組み体制
- ⑤保育環境（安全面・衛生面）を整えるための取り組み体制
- ⑥危機管理に対する取り組み体制
- ⑦職員の確保と勤務体制
- ⑧個人情報の取扱い
- ⑨保育業務委託業者の変更に伴う保育業務の移行方法
- ⑩院内保育の充実について
- ⑪その他・自由提案
- ⑫提案内容を実現させるための業務委託料および業務委託料以外の費用

(2) 各評価項目の評価点

提案書記述内容により、原則5点、3点、1点の3段階評価とします。3段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な提案は3とします。

また、例外として設問内容により2段階評価や0点評価も設定します。

【評価の目安】	
5	優れている
3	標準である
1	劣っている

※評価委員は、上記の点数で評価します。

(3) 各評価項目の重み

各評価項目は重要度に応じ、5点、10点、15点の3種類の係数を設定し、評価点に乗じます。

(4) 総合計点数

評価点の満点は225点とします。